

[事案 2021-292] 転換契約無効請求

・令和4年8月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年11月に契約した個人年金保険を、平成16年10月に終身保険に転換したが、転換後契約には生存時の給付金はなく、死亡時に保険金が支払われる契約であったため、転換を無効として転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、本件転換について転換比較表により説明し、転換後契約の保障内容については設計書により説明したうえで、申立人が申込書に自署・押印しており、転換は有効であることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。